（地方公共団体金融機構法の一部改正）

第十一条　地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第三十二条の二」を「第三十三条」に改める。

附則第七条第三項を次のように改める。

3　当分の間、第五章の規定の適用については、第二十八条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の五の十五第三項」とする。

附則第七条第四項を削る。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第十二条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

（地方債の起債の許可の特例）

第七条　当分の間、第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第四号

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「令和八年度」を「令和十三年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の六の見出し中「航空運送貨物等」を「航空運送貨物」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項中「及び次条」を「から第八条の二まで」に改め、同条第十七項中「を変更（」を「の変更（」に、「以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止する」を「）又は廃止をする」に、「。第一項」を「。同項」に、「を変更する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をする」に改め、同条第十八項中「を変更し、又は廃止する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をする」に改め、同条第二十八項中「を変更」を「の変更」に、「）する」を「）をする」に改める。

第八条第一項中「価格（以下この条）の下に「及び次条」を加え、「）された」を「）がされた」に、「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、「限る。以下この条」の下に「及び次条」を加え、「当該本邦の産業」を「本邦の産業」に改め、「貨物（以下この条）及び「関税（以下この条）の下に「及び次条」を加え、同条第二項、第四項、第五項、第八項及び第九項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第二十項中「を変更（」を「の変更（」に、「以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止する」を「）又は廃止をする」に、「。第一項」を「。同項」に、「を変更する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）をする」に改め、同条第二十一項中「を変更し、又は廃止する」を「の変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。）又は廃止をする」に改め、同条第二十五項から第二十七項までの規定中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第三十一項中「を変更」を「の変更」に、「）する」を「）をする」に改め、同条第三十六項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（不当廉売関税の課税の回避のために第三国から輸入される貨物等に対して課する関税）

第八条の二　前条第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、次の各号に掲げる貨物（第一号及び第二号に掲げる貨物にあつては指定貨物の正常価格より低い価格で輸出のために販売されるものに限り、第三号に掲げる貨物にあつては当該貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（同項の規定により指定された期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間（前条第二十七項の調査が開始された場合にあつては、当該指定された期間の初日から当該調査が終了する日又は当該指定された期間の末日のいずれか遅い日までの期間）内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、同条第一項の規定により課する不当廉売関税に相当する税額の関税を課することができる。

一　指定貨物の供給国（前条第一項の規定により供給者のみを指定している場合にあつては、当該供給者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条において「指定貨物供給国等」という。）から輸出された貨物又は指定貨物供給国等を原産国とする貨物を原料又は材料の一部として生産された同項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の価額に占める当該原料又は材料の価額の割合が財務省令で定める割合を超えるものに限る。）であつて、本邦及び指定貨物供給国等以外の国又は地域（以下この号及び第十六項第一号において「第三国」という。）において生産されたもの（第三国における前条第一項の規定により指定された貨物の生産において、重要でない工程として財務省令で定めるもの以外の工程を経たものを除く。）